

(別紙 1)

「輸入種苗検疫要綱」(昭和 53 年 9 月 30 日付け 53 農蚕第 6963 号農蚕園芸局長通達) 一部改正新旧対照表

下線部が改正箇所

改 正 後				現 行			
別表 1 (第 8 関係) 1 次検査の方法				別表 1 (第 8 関係) 1 次検査の方法			
種苗の種類	検査の種類	対象検疫有害動植物等	方法の詳細	種苗の種類	検査の種類	対象検疫有害動植物等	方法の詳細
1 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	1 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
2 果樹、森林植物、 観賞用植物等の 苗木類(部分、 接穂等を含む。)	〔略〕	<u>サビイロハマキ</u> 、カンキ ツそうか病菌等の検疫有 害動植物	〔略〕	2 果樹、森林植物、 観賞用植物等の 苗木類(部分、 接穂等を含む。)	〔略〕	<u>ナシヒメシンクイ</u> 、カン キツそうか病菌等の検疫 有害動植物	〔略〕
3 〔略〕	〔略〕	〔略〕		3 〔略〕	〔略〕	〔略〕	
4 〔略〕	〔略〕	〔略〕		4 〔略〕	〔略〕	〔略〕	